



2025年12月24日

各 位

会 社 名 サッポロホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 時松 浩  
コ ト ノ 番 号 2501  
上 場 取 引 所 東証プライム・札証  
問 合 せ 先 経営企画部長 中村 洋輔  
T E L 03 (5423) 7407

## 完全子会社の吸収合併（簡易合併・略式合併）並びに 商号変更及び定款一部変更に関するお知らせ

サッポロホールディングス株式会社（以下、「当社」といいます。）は、本日開催の取締役会において、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社であるサッポロビール株式会社を吸収合併消滅会社とし、2026年7月1日を効力発生日として吸収合併（以下、「本合併」といいます。）することを下記のとおり決議いたしました。

また、本合併にあたっては、2026年3月開催予定の定時株主総会において、当社の商号変更を含む定款の一部変更を議案として付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本合併は完全子会社を対象とする簡易合併・略式合併であることから、開示事項及び開示内容を一部省略しております。

### 記

#### 1. 本合併について

##### (1) 本合併の目的

サッポログループは、2003年7月に純粹持株会社体制へ移行し、酒類、飲料、不動産、外食の各事業における自主独立したスピード経営の実現と収益性の向上を目的とした経営を推進してまいりました。この体制下において、酒類事業の強化に加え、食品飲料事業や海外事業の戦略的展開を進め、一定の成果を上げることができました。

しかしながら、国内外の社会・市場環境が大きく変化する中、2026年に迎える創業150周年とその先を見据えた持続的成長を実現するためには、さらなる収益性の向上と、分散した経営資源の集中が不可欠であるとの結論に至りました。

このたびサッポログループは、創業以来の強みを活かし、「世界をフィールドに、豊かなビール体験・顧客体験を創造する企業」をビジョンとして掲げ、「国内外の酒類事業を中心とし、成長分野に経営資源を集中する」という中長期方針のもと、持続可能な成長を支える最適な組織形態として事業持株会社体制への移行を決定いたしました。新体制においては、経営資源の集中、経営効率の向上、ガバナンス強化、経営スピードの加速を図ってまいります。

また、当社の成長を支える人財への人的資本投資を継続的に実施し、国内では従業員一人ひとりの生産性向上を推進するとともに、海外では事業成長を担う人財の強化に取り組んでまいります。

##### (2) 本合併の要旨

###### ①本合併の日程

取締役会決議日：2025年12月24日（水）

合併契約締結日：2025年12月24日（水）

効力発生日：2026年7月1日（水）（予定）

（注）本合併は、当社においては会社法第796条第2項本文に定める簡易合併であり、サッポロビール株式会社においては会社法第784条第1項本文に定める略式合併であります。

②本合併の方式

当社を存続会社、サッポロビール株式会社を消滅会社とする吸収合併方式です。

③本合併に係る割当ての内容

本合併は、当社の完全子会社との吸収合併のため、株式その他の金銭等の割当ては行いません。

④本合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(3) 本合併の当事会社概要

	吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社
① 名称	サッポロホールディングス株式会社	サッポロビール株式会社
② 所在地	東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 1 号	東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 1 号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 時松 浩	代表取締役社長 時松 浩
④ 事業内容	持株会社	酒類の製造・販売
⑤ 資本金	53,887 百万円	10,000 百万円
⑥ 設立年月日	1949 年 9 月 1 日	2003 年 7 月 1 日
⑦ 発行済株式総数	78,794,298 株	200,000 株
⑧ 決算期	12 月 31 日	12 月 31 日
⑨ 大株主及び持株比率 (2025 年 6 月 30 日現在)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 15.08% 株式会社日本カストディ銀行(信託口) 4.55% STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505018 4.30% NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) 3.47% 株式会社日本カストディ銀行退職給付信託 みずほ信託銀行口 3.13%	サッポロホールディングス株式会社 100%
⑩ 直前事業年度の財政状態及び経営成績		

サッポロホールディングス株式会社（連結/IFRS）		サッポロビール株式会社（単体/日本基準）	
決算期	2024 年 12 月期	決算期	2024 年 12 月期
親会社の所有者に帰属する持分	196,030 百万円	純資産	37,988 百万円
総資産	664,963 百万円	総資産	223,999 百万円
1 株当たり親会社所有者帰属持分	2,515.68 円	1 株当たり純資産	189,942.24 円
売上収益	530,783 百万円	売上高	267,733 百万円
営業利益	10,416 百万円	営業利益	10,790 百万円
税引前利益	11,576 百万円	経常利益	15,299 百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益	7,714 百万円	当期純損失	▲11,953 百万円
基本的 1 株当たり当期利益	99.00 円	1 株当たり当期純損失	▲59,763.69 円

(4) 本合併後の状況

本合併に伴い、当社名称（商号）を、下記 2. に記載のとおり変更することを予定しています。なお、所在地、代表者の役職・氏名、資本金及び決算期等に変更はありません。

## (5) 今後の見通し

本合併は、完全子会社との合併であるため、当社連結業績に与える影響は軽微です。

## 2. 商号変更及び定款一部変更について

### (1) 変更の理由

本合併により当社は純粹持株会社から事業持株会社に移行する予定であり、グループの中核を担うサッポロビール株式会社の事業内容を円滑に承継するため、商号を「サッポロビール株式会社」へ、また目的に事業を営むことを加える等の変更をいたします。

### (2) 新商号

サッポロビール株式会社（英文：SAPPORO BREWERIES LIMITED）

### (3) 商号変更及び定款一部変更日

2026年7月1日（予定）

（注）2026年3月開催予定の定期株主総会で、定款一部変更議案が承認され、かつ本合併に必要な手続きが完了して効力発生することを条件とします。

### (4) 定款変更の内容

本合併の効力発生を条件として、現行定款の第1条、第2条及び第30条を変更します。また、より機動的かつ柔軟な経営体制を構築するため、現行定款第23条を変更します。（下線部は変更箇所を示します。）

現行定款	変更後
(商 号) 第1条 当会社は <u>サッポロホールディングス株式会社</u> と称し、英文では <u>SAPPORO HOLDINGS LIMITED</u> とする。	(商 号) 第1条 当会社は <u>サッポロビール株式会社</u> と称し、英文では <u>SAPPORO BREWERIES LIMITED</u> とする。
(目的) 第2条 <u>当会社は次の事業を営むことを目的とする。</u> <u>1. 次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理</u> <u>(1) ビールその他の酒類の製造、販売</u> <u>(2) 清涼飲料その他の飲料の製造、販売</u> <u>(3) 食料品の製造、販売</u> <u>(4) 医薬品、農薬の製造、販売</u> <u>(5) 酵素、アルコール等の醸酵化学製品の製造、販売</u> <u>(6) 動植物新種の開発、販売</u> <u>(7) 飼料、肥料の製造、販売</u> <u>(8) ビールその他の酒類の原料の販売および斡旋</u>  <u>(9) 不動産の売買・交換・貸借、これらの代理・仲介および宅地開発</u>  <u>(10) ビルディング内の保守・管理</u>	(目的) 第2条 <u>当会社は次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u> <u>1. ビールその他の酒類の製造、販売</u> <u>2. 清涼飲料その他の飲料の製造、販売</u> <u>3. 食料品の製造、販売</u> <u>4. 医薬品、農薬の製造、販売</u> <u>5. 酵素、アルコール等の醸酵化学製品の製造、販売</u> <u>6. 植物新種の開発、販売</u> <u>7. 飼料、肥料の製造、販売</u> <u>8. ビールその他の酒類の原料の販売および斡旋</u> <u>9. 飲食店の経営および経営指導</u> <u>10. ビールその他の酒類の醸造技術に関する指導および醸造設備の企画、設置、管理に関するコンサルタント業</u> <u>11. 酒類・清涼飲料・食料品等の製造設備、その関連機器、実験・検査用機器、理化学機器、自動販売機、冷蔵機器の設計、製作、賃貸、販売およびそれらの斡旋</u> <u>12. 不動産の売買・交換・貸借、これらの代理・仲介およびその所有・運営・保守・管理・斡旋</u>  (削除)

<p><u>(1 1) 建築、都市計画に関する調査、企画、設計および建築工事監理</u></p> <p><u>(1 2) 建築工事、電気工事、管工事および機械器具設置工事の請負ならびに施工業</u></p> <p><u>(1 3) 保健・体育、観光・娯楽・宿泊施設の保有、賃貸借およびその運営</u></p> <p><u>(1 4) 飲食店の経営および経営指導</u></p> <p><u>(1 5) ビールその他の酒類の醸造技術に関する指導および醸造設備の企画、設置、管理に関するコンサルタント業</u></p> <p><u>(1 6) 酒類・清涼飲料・食料品等の製造設備、その関連機器、実験・検査用機器、理化学機器、自動販売機、冷蔵機器の設計、製作、賃貸、販売およびそれらの斡旋</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>13. 建築に関する設計および工事の請負</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p><u>(1 7) 装身具・衣料・皮革製品・スポーツ用品・室内装飾品・台所用品および日用品雑貨の販売</u></p> <p><u>(1 8) 生花・花器・植木類および生花装飾品の販売ならびに賃貸</u></p> <p><u>(1 9) 貨物自動車運送事業および倉庫業</u></p> <p><u>(2 0) 旅行業</u></p> <p><u>(2 1) 有価証券の運用・売買、金銭の貸付および債務の保証</u></p> <p><u>(2 2) 各種情報機器、情報の処理、情報提供サービスおよびこれらに関連するソフトウェアの開発、販売、賃貸ならびに業務代行</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>14. 宿泊施設の保有およびその運営</u></p> <p style="text-align: center;">(9. ～記載)</p> <p style="text-align: center;">(10. ～記載)</p> <p style="text-align: center;">(11. ～記載)</p>
<p><u>(2 3) 以上(1)ないし(2)の事業を営む企業に対する投資および融資</u></p> <p><u>(2 4) 以上に付帯または関連する一切の業務</u></p> <p><u>2. 前号(1)ないし(2)に関する研究、開発、調査の受託</u></p> <p><u>3. 不動産の売買、賃貸、管理および斡旋</u></p> <p><u>4. 知的財産権の取得、維持、管理、利用許諾および譲渡</u></p> <p><u>5. 前各号に付帯または関連する一切の業務</u></p>	<p><u>15. 特定目的会社、特別目的会社および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理</u></p> <p><u>16. 装身具・衣料・皮革製品・スポーツ用品・室内装飾品・台所用品および日用品雑貨の販売</u></p> <p><u>17. 生花・花器・植木類および生花装飾品の販売ならびに賃貸</u></p> <p><u>18. 貨物自動車運送事業および倉庫業</u></p> <p><u>19. 旅行業</u></p> <p><u>20. 有価証券の運用・売買、金銭の貸付および債務の保証</u></p> <p><u>21. 各種情報機器、情報処理、情報提供サービスおよびこれらに関連するソフトウェアの開発、販売、賃貸ならびに業務代行</u></p> <p><u>22. 前1号ないし21号を通じた地域創生に関する事業</u></p> <p><u>23. 前1号ないし22号の事業を営む企業に対する投資および融資</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p><u>(取締役会の招集権者および議長)</u></p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p><u>取締役会長をおかないときまたは取締役会長に事故あるときは取締役社長、取締役社長をおかないときまたは取締役社長に事故あるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。</u></p>	<p><u>(取締役会の招集権者および議長 )</u></p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役会の決議をもってあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p><u>当該取締役に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。</u></p>
<p><u>(グループ執行役員)</u></p> <p>第30条 当会社は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によって<u>グループ執行役員を定め、グループ執行役員にグループ各事業会社の業務執行もしくはグループ運営上特に重要でかつ事業会社</u></p>	<p><u>(執行役員)</u></p> <p>第30条 当会社は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によって<u>執行役員を定め</u>ることができる。</p>

にまたがる経営課題を執行させることができる。取締役社長をおかないときは、取締役会の決議によって、グループ執行役員の中から社長を選定することができる。

以上